

## 参考資料 3-3

東京都水道局

### こんな手口による被害が多発しています。 ご注意ください!

#### 給水管・排水管の洗浄 水道器具などの販売

水道局や下水道局から委託されたという業者が訪問し、給水管や排水管を洗浄したり、蛇口につける器具などを販売して、高額な代金を請求した。

**注** 水道局や下水道局では、給水管や排水管の洗浄、浄水器などの器具販売は一切行っておりません。契約する際は、必ず事前に金額や内容を十分に確認してください。

#### 「検針票」を使った詐欺

「水道局から来ました。今回の料金は〇〇〇円になりますのでお支払いください。」と言って、あらかじめお客さまの郵便受けから抜き取った「検針票」で料金をだまし取った。

**注** 水道料金は、引越し時の清算などを除き、お客さまから直接現金をいただくことはありません。

#### メータ調査を装った窃盗

青い作業着を着た2人組が「水道局の方からメータの調査に来ました」と訪問。1人がお客さまと一緒に2階の水回りの点検をしている間に、もう1人が1階を物色し、現金を窃盗した。

**注** 当局の職員は、お客さまからの依頼がない限り、お客さま宅へ立ち入り、調査を行うことはありません。

#### 契約をして お困りのときは…



訪問販売等で浄水器などの購入契約、給水管（排水管）の清掃契約をしてお困りのときは、

◆ 東京都消費生活総合センター

〔☎03-3235-1155〕

または、最寄りの消費生活センターにご相談ください。クーリング・オフ制度等により、契約を解除できる場合があります。

※クーリング・オフ制度とは

訪問販売等で消費者が業者と締結した契約を一方的に解除できる制度。訪問販売で契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、書面（簡易書留や配達記録）で通知することによって、無条件で申込みの撤回や契約の解除が出来ます。

◇強要されたり、身の危険を感じたときは、最寄りの警察署へ◇

—— ホームページでも紹介しています。 ——



東京都水道局ホームページ

アドレス <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/>

東京都下水道局ホームページ

アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

東京都消費生活総合センターホームページ「東京の消費生活」

アドレス <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

発行：東京都水道局サービス推進部管理課（☎03-5320-6422）